

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、平成24年4月1日に設立する公立大学法人京都市立芸術大学に権利及び義務を承継させるので、次のとおり関係書類を閲覧に供する。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で市長にその旨を申し出ることができる。

平成24年2月23日

京都市長 門川 大作

#### 1 閲覧に供する書類

公立大学法人京都市立芸術大学の成立の日現在における公立大学法人京都市立芸術大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

#### 2 閲覧場所

京都市立芸術大学事務局整備改革推進室

#### 3 閲覧期間

平成24年2月23日から平成24年3月23日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

#### 4 閲覧時間

午前9時から午後5時まで

(行財政局芸術大学整備改革推進室)